

原子力発電所事故によって事業に甚大な影響を被る事業者に対する 特別支援に関する基本合意

2011年4月22日
福島県
経済産業省

福島県及び経済産業省は、原子力発電所事故で甚大な影響を被った事業者を支援するため、通常の金融支援制度ではない特別な支援制度を創設することについて、合意した。

基本合意の内容

1. 特別な支援制度の概要

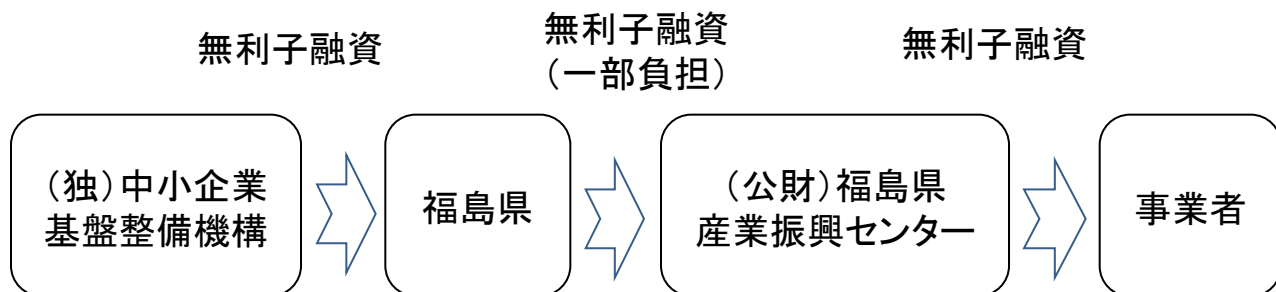
- ① 対象者： 「警戒区域」「計画的避難区域」「緊急時避難準備区域」に事業所を有し、その移転を余儀なくされる中小企業等
- ② 資金使途： 県内の移転先において事業を維持するために必要な事業資金（運転資金・設備資金）
- ③ 貸付条件： a) 金利：無利子 b) 貸付期間：最大20年
c) 原則として無担保
- ④ 実施主体： （独）中小企業基盤整備機構、（公財）福島県産業振興センター <高度化融資スキームを活用>
- ⑤ 制度運営： 県が策定する「基本方針」に基づいた運営
- ⑥ 資金規模： 必要となる資金需要等を精査した上で、県の要望を踏まえて決定

2. 同制度の具体的な制度設計については、福島県の意向を尊重することとし、福島県と経済産業省との間で引き続き協議する。

3. その他、経済産業省は、福島県の要望を踏まえつつ、金融支援など中小企業支援に万全を期する。

参考資料

(参考1) スキーム図



(参考2) 一次補正予算案として計上している中小企業金融支援

1. 日本公庫・商工中金による「東日本大震災復興特別貸付(仮称)」

地震、津波、原発事故等によって直接的又は間接的に著しい被害を受けた中小企業者等を対象とした新たな融資制度を創設。

必要な融資枠を確保するとともに、貸付限度額、金利引下げ措置及び据置期間を大幅に拡充。また、当該制度を利用する中小企業者の一部については、地方団体等を通じ、必要に応じて利差補給を行い無利子化する制度も創設。

2. 保証協会による「東日本大震災復興緊急保証(仮称)」

[中小企業信用保険法を改正予定]

地震、津波、原発事故等によって直接的又は間接的に著しい被害を受けた中小企業者を対象とした新たな保証制度を創設。

中小企業者やその関係者に安心感をもたらすために必要な保証枠を確保するとともに、保証限度額及び保険填補率についても大幅に拡充。

- 【保証限度額】
- ・ 無担保8千万円、最大2億8千万円
 - ・ セーフティネット保証等と併用すれば、無担保1億6千万円、最大で5億6千万円の枠を利用可能。(一般保証とも別枠)

【保証割合】 融資額の全額を保証(100%保証)

【保険填補率】 9割(現行7~8割を引き上げ)